

大学院課程履修に伴う諸手続きについて（平成30年度）

1 履修について

① 履修単位

- | | | | |
|--------|---------|---|----------------------------|
| ・主 科 目 | 16 単位以上 | } | 合計30単位以上の履修が大学院
修了要件です。 |
| ・副 科 目 | 10 単位以上 | | |
| ・選択科目 | 4 単位以上 | | |

※幅広い研究を目的としているため、主科目と副科目を同一科目で履修することはできません。

② 履修期間

- ・副 科 目 : 主科目以外の科目を一つ選択して修了までに6か月以上指導を受けてください。
- ・選択科目 : 前期（6～7月）と後期（9月～12月）とに行われる科目から、それぞれ1科目以上（合計4科目以上）選択し、受講してください。

③ 履修届の提出

履修科目の指導教員に受講許可の承認印を受けて教務課へ提出してください。

届け出をしていない科目を受講することはできません。

横断型医学専門教育プログラムを選択する場合は、別冊シラバスを参照すること。

提出期限 : 平成30年5月10日（木）

④ 科目修了証明書の提出

主科目は毎年度末、副科目及び選択科目は修了した時点で、担当教員又は科目責任者の教員から教務課に評価が提出されます。

なお、選択科目については、受講する教室に受講者名簿が設置されていますので、毎時限出席時に自身の欄に所定のチェックを入れてください。

⑤ 評価について

学業成績の判定は、S、A、B、C及びDの5種類をもってこれを表し、Sは90点以上、Aは80～89点、Bは70～79点、Cは60～69点、Dは59点以下とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とします。合格した授業科目については所定の単位数が与えられます。

GPAについて

S、A、B、C、Dの判定を数値化し、各単位数を掛けた合計点を履修登録総単位数で割ってスコア化したものです。

⑥ 履修科目の変更について

諸事情により履修科目を変更する場合は、所定の「科目変更届」を提出してください。**届け出をしていない科目を受講することはできません。**

- ・主科目の変更 → 「主科目変更届」教務課に所定の用紙があります。
- ・副科目の変更 → 「副科目変更届」シラバス巻末に用紙があります。

⑦ 国内・海外留学について

学外で研究を行なう場合は「留学許可願い」及び指導教員からの「同意書」を提出してください。書類は教務課にあります。

⑧ 休 講

次のような場合、休講となるので、掲示します。

- (1) 学校行事を行う場合。
- (2) 授業担当教員にやむをえない理由が生じた場合。
- (3) 地震、台風などの災害や交通ストの場合（以下の「休講措置について」参照）。

【休講措置について】

やむをえない理由で授業が休講となる場合は、原則として掲示によって連絡することとする。休講となった授業については、後日必ず補講を行うので、掲示に注意すること。

なお、非常時における授業対応については、以下により休講措置をとる。

1 台風発生の影響に伴う場合

①学生に登校前

暴風警報等発令後（※警報発令地域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象とする。）

- 1) 午前 6 時以前に当該警報が解除された場合は、通常授業を開始する。
- 2) 午前 10 時迄に当該警報が解除された場合は、午後の授業（1 年次は 3 限目、2～6 年次は 4 限目）から開始することとし、午前の授業（1 年次の 1～2 限目、2～6 年次の 1～3 限目）は休講とし、後日補講を行う。
- 3) 午前 10 時以降に当該警報が解除された場合は、終日休講とし、後日補講を行う。
- 4) 上記 1～3 項については、学生への周知は行わないので、情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いてNHK及び気象庁の気象情報や交通状況等の情報を取得すること。

②学生に登校後

通常通り 1 限目より授業が開始された後、台風による影響が拡大した場合、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、授業の継続または中断の判断を、学部において決定し、学生に掲示・メール等にて周知する。なお、授業が中断された場合、後日補講を行うこととする。

2 交通機関のストライキに伴う場合

首都圏の鉄道各線全てがストライキの場合、または首都圏のJR線・東武線・西武線のどちらか一方がストライキをしている場合、休講措置をとる（国際興業バスが運転されている場合を含む）。

- 1) 午前 6 時までにストライキが解除された場合、通常授業を開始する。
- 2) 午前 10 時までにストライキが解除された場合、午後の授業（1 年次は 3 限目、2～6 年次は 4 限目）から開始する。
- 3) 午前 10 時までにストライキが解除されない場合、終日休講とし、後日補講を行う。
- 4) 上記 1～3 項については、学生への周知は行わないので、情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いてNHKの交通状況等の情報を取得すること。

3 その他災害が発生した場合

災害等非常時における授業実施に関しては、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、学部において決定し、学生に掲示・メール等にて周知することとする。なお、非常時における情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いてNHK及び気象庁の気象情報や交通状況等の情報を取得すること。

⑨ 補 講

授業回数が不足した場合には、補講を行います。
補講の有無は教務課で通知します。

⑩ 授業の欠席

病気、怪我等やむをえない理由で欠席する場合には、教務課にある所定の用紙に必要事項を記入し、教務課に提出してください。

ただし、病気、ケガで一週間以上欠席する場合、又は感染症（注 1）で欠席する場合には、**診断書**の提出が必要となります。

注 1) 学校保健安全法及びノロウイルス等の感染症

以 上